






受監第 30年6月11日 7号	代表委員	監査委員	事務局長	合議	書記
					

受総第285号

平成30年6月11日

琴浦町監査委員 山根弘和様
同 桑本始様

琴浦町長 小松弘明



平成29年度下半期分定期監査における指導事項について(回答)

平成30年5月8日付発監第3号で提出を受けました定期監査報告書にて指摘のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検討しています。

なお、対応方針の中で御確認されたい点等ございましたら、御連絡いただきますようお願いいたします。



平成29年度下半期分定期監査指導事項に対する回答

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1) 債権回収及び滞納整理の促進	税務課 子育て健康課 福祉あんしん課 商工観光課 建設課 上下水道課 教育総務課 人権・同和教育課	<p>各課で徴収方針に沿った徴収計画を作成し、徴収困難案件については、必要に応じて随時、琴浦町町税等滞納整理実施部会本部長及び町長に報告する体制を整えた。</p> <p>実施部会では、担当課以外でもサポートできるよう情報を共有することとしており、今年度も各課から滞納を減らす取組の計画、具体的な手法等を確認し、取組を促進する。なお、各課における取組の進捗管理は、事務局の税務課が行う。</p> <p>徴収方針は、①現年度分を優先的に納付強化し、滞納繰越額を減らす。②新規滞納者の交渉を早期に開始する。③生活状況や納付資力を調査したうえで適切な滞納処分を実施する。</p> <p>なお、これまでの取組として、私債権の困難案件においては連帯保証人に交渉し、完納(住宅新築資金)及び明渡し訴訟(建設課)を実施。税徴収の困難案件については、ふるさと広域連合に徴収委託している。</p>
(2) 適確な勤務評定と勤勉手当及び昇給への反映	総務課	<p>人事評価制度をより良いものとするため、平成29年度より人事評価制度検討委員会を立ち上げており、評価項目・評価基準の見直しなど制度の改善・充実のため協議・検討を行っている。</p>
(3) 工事請負契約の100%落札	企画情報課	<p>設計積算能力の向上については、町内業者と合同で勉強会を開催し、互いに研鑽を図っているところであるが、今後も勉強会や県の開催する研修会等にも積極的に参加し、更なる積算能力の向上を図っていく。</p> <p>また、予定価格調書については、情報の漏洩がないよう今後とも厳重に保管管理していく。</p>
(4) グランサーモンによる琴浦町のPR促進等	商工観光課	<p>観光協会のホームページについては、修正依頼を行った。町ホームページについては、システム上の制約はあるが、とっとり琴浦グランサーモンの事業も含め、積極的なPRに努めている。</p>
(5) 道路占用料の早期調定	建設課	<p>道路占用料について、これまでは年度末頃に納付の請求を行っていたが、本来は年度当初に請求すべきものであった。</p> <p>来年度から年度当初の納付となるよう対応の変更を行い、今年度についても、より早い納付となるよう協議を進める。</p>